発行日：2020年06月16日

新規創業者補助金

募集期間	2020年5月20日から2020年8月31日まで

目的

帯広市は、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けているが、国の持続化給付金の対象外となる新規創業者を対象に、法人・個人事業主問わず、１事業者当たり３０万円を上限とした給付金を支給します。

支援内容

▼給付額
法人・個人事業主問わず １事業者当たり
30万円（上限額）

対象者の詳細

▼給付対象者
1.令和２年１月１日から令和２年４月１日までの間に新規創業し、事業収入を得ていること。
2.創業した月から４月までの期間で最も売上のあった月と、その月以降５月までの期間で５０％以上売上が減少した月が存在するこ
と。
3.今後も事業を継続する意思があること。
4.令和２年４月１日現在、法人であれば帯広市内に本店又は支店があり、個人事業主であれば帯広市内に住所又は事業所等があるこ
と。

対象地域

お問い合わせ

帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課
（電話）0155-65-4164
（受付時間）平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当　：橋本
住所　：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容･品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。
補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。
≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫
提供先　　：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）
利用目的　　：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。
提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金